

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の令和6年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」という。）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」という。）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別調整事件一覧

区別	印 刷	造 幣	計
調 停	1	1	2
計	1	1	2

(注) 令和6年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。

以下、第42表、第43表も同じ。

また、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区別	団体交渉の手続方法に関するもの	賃金その他の給与に関するもの	勤務時間・休日・年休等に関するもの	退職取扱等に関するもの	その他	計
調 停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷労働組合（以下「全印刷」という。）及び全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）から5月17日に調停申請された令和6年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られている（第43表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「2024年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況はない。民間企業における労使交渉の結果やマ

スコミの報道等による現時点の感触としては、物価上昇や人材不足への対応に加え、政府による経済界及び労働団体に対する賃上げ要請もあって、多くの企業がベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、当局職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から調査結果が公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要があり、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。現在の状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかつたことから、両組合は自主交渉を打ち切り、申請してきたものである。

中労委では、同月 22 日の行政執行法人担当委員会議で調停委員会の設置を決定し、同月 29 日に事情聴取、6 月 4 日に調停委員全委員懇談会、調停委員会共同会議及び労使委員の意見陳述、同月 26~27 日に個別折衝及び調停委員会共同会議を行うなど調停作業を進め、「1 人当たり 3.18% 相当額の原資をもって引き上げること。」とする調停案を関係各労使に提示した。

関係各労使は 6 月 27 日及び 28 日に調停案を受諾し、解決したものである（第 43 表 参照）。

第 43 表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 銀	計
調 停	成 立	1	1	2
	打切り			
	取下げ			
	継続中			
計		1	1	2

第2節 印刷及び造幣の令和6年度新賃金調停事件

1 概況

公務労協・国家公務員関係部会（以下「公務労協国公関係部会」という。）は、1月30日の第12回代表者会議で賃金要求について、連合の「経済社会のステージ転換を着実に進めるべく、すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の『底上げ』『底支え』『格差是正』の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の賃上げを目安とする」等の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に、賃金の引上げを求める要求を設定すること、具体的には、「公務・公共部門労働者の積極的な賃金引上げをはかること」を基本に、関係当局にその実現を求める方針を決定した。

この方針を受けて、全印刷および全造幣は同方針内容の新賃金要求を機関決定し、2月27日に全印刷が、3月1日に全造幣が、それぞれ当局に対し要求書を提出した。

両組合は、4月12日を回答指定日に設定して交渉を進めたが、これに対して両当局は、回答指定日に、いずれも民貨動向の把握が不十分として回答を保留した。

また、全印刷は当局の対応を不満として、5月10を「再回答指定日」としたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

そこで、全印刷は同月17日を「再々回答指定日」とし、全造幣は同日を「再回答指定日」としたが、印刷当局は「2024年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業における労使交渉の結果やマスコミの報道等による現時点の感触としては、物価上昇や人材不足への対応に加え、政府による経済界及び労働団体に対する賃上げ要請もあって、多くの企業がベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、当局職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から調査結果が公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要があり、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。現在の状況を踏まえると、今年の造

幣局の職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況はない。」とし、双方とも具体的な有額回答を行わなかった。

そのため、両組合は同日、それぞれの当局に対して団体交渉の打ち切りを通告し、中労委に「2024年4月1日以降の賃金引き上げ」について調停申請を行った。

申請を受けた中労委は、同月22日の行政執行法人担当委員会議で2つの調停委員会の設置を決定し、会長が両調停委員会の担当委員を指名した。同月29日に事情聴取、6月4日に調停委員全委員懇談会、調停委員会共同会議及び労使委員の意見陳述、同月26~27日に個別折衝及び調停委員会共同会議を行うなど調停作業を進め、27日の0時40分過ぎに、「基準内賃金を、令和6年4月1日現在の額から1人当たり3.18%相当額の原資をもって引き上げること。」とする調停案を提示し、全印刷、全造幣及び造幣は同月27日に、印刷は同月28日に、それぞれ調停案受諾書を提出し、事件は終結した。

今年度の新賃金調停の特徴は次のとおり。

- (1)これまでの両法人の独法化後の調停では、平成27年度までは「額」による賃上げの調停案であり、平成28年度からは当事者の要望を踏まえて「率」となっていたが、今年度も「率」による調停案の提示となつたこと。
- (2)一昨年、昨年に続き、中労委の調停として係属することになったが、自主交渉段階では、両当局からそれぞれ賃金引き上げに踏み切る前向きな発言が行われたものの、調停申請時点では具体的な賃上げ額の回答は難しい等と主張し、応じなかつたこと。
- (3)このため、中労委事務局は、両当局から事前聴取を行い、「本事案の早期決着に向けて最大限努力し、その上で中労委の判断を尊重する。」との意思を確認した。
- (4)調停作業終了後、中労委会長が関係労使の代表と面談して、来年度は自主交渉による決着が図られるよう、関係労使の努力を更に強く要請したこと。

2 組合の方針

連合は、2023年12月1日に決定した「2024春季生活闘争方針」で、「国際的に見劣りする日本の賃金水準を中期的に引き上げていく必要がある。90年代後半以降、

わが国の実質賃金が上がっていない一方、主要国は年1～2%ずつ上昇し、その結果、賃金水準の相対的位置が低下し、さらに拡大している可能性がある。わが国全体の生産性は、実質で1%弱伸びており、生産性の中長期トレンドを考慮した賃上げを継続的に行い、賃金水準の回復をはかり、昨年を上回る取り組み強化が必要である。超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、わが国全体の生産性を高めていくには、継続的な『人への投資』が重要である。2023年度の地域別最低賃金は4%以上引き上げられ、労働市場における募集賃金は上昇を続けており、同業他社との比較や同一地域の賃金相場に見劣りせず優位性をもてる賃金水準を意識した賃金決定が求められる。また、企業業績は産業や企業規模などによって違いがあるものの全体でみれば高い水準（「法人企業統計」）で推移しており、傷んだ労働条件を回復させ『人への投資』を積極的に行うべき局面にある。わが国の賃金水準は、依然として1997年時点の水準を回復していない。2023春季生活闘争の結果、名目の所定内賃金は2%程度上昇しているものの、物価を加味した実質はマイナスで推移している。勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる賃上げを実現しなければならない。世界経済が減速している中で、賃上げなどにより可処分所得を増やし、内需の6割を占める個人消費を支えなければ景気の悪化を招く恐れがある。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。また、2023春季生活闘争の賃上げ集計結果からすると、規模間格差は拡大している可能性がある。全体として労働側への分配を厚くし、企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。」等の方針を決定した。

こうした方針を受けて、公務労協・国公関係部会は、2024年春季生活闘争について、1月30日の第12回代表者会議で、「2024春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に、賃金の引上げを求める要求を設定します。具体的には、『公務・公共部門労働者の積極的な賃金引上げをはかること』を基本に、各構成組織の実情に応じて要求内容を決定し、関係当局にその実現を求めます。」等の「公務労協国公関係部会2024春季生活闘争の取組」を決定した。

3 調停に至るまでの経過

全印刷及び全造幣は、公務労協国公関係部会の方針を受けて、基準内賃金を3%以上引上げることを基本とする新賃金要求を機関決定し、2月27日に全印刷が、3月1日に全造幣が、それぞれ当局に対し要求書を提出した。

各組合の要求内容は下表のとおり。

	全 印 刷	全 造 幣
要 求 日	2024年 2月 27日	2024年 3月 1日
要 求 内 容	2024年 4月 1日以降の全印刷 組合員の基準内賃金を 3 %以上 引き上げること。	1 組合員の基準内賃金を 3 % 以上引き上げること。 2 上記要求は、2024年 4月 1 日から実施すること。

両組合は、4月 12 日的回答指定日に設定して交渉を進めたが、これに対して両当局は、回答指定日に、いざれも民間企業の賃金動向の把握に務めているが、現段階では十分に把握できていないことから、回答を保留した。

また、全印刷は当局の対応を不満として、5月 10 を「再回答指定日」とし、当局に新賃金の回答を求めたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

そこで、全印刷は同月 17 日を「再々回答指定日」とし、全造幣は同日を「再回答指定日」として交渉したが、印刷当局は「2024年 4月 1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第 57 条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況はない。民間企業における労使交渉の結果やマスコミの報道等による現時点の感触としては、物価上昇や人材不足への対応に加え、政府による経済界及び労働団体に対する賃上げ要請もあって、多くの企業がベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、当局職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から調査結果が公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与は、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項に定める諸要素について慎重に検討したうえで回答する必要があり、諸要素の一つである民間企業の賃金動向の把握に努めているが、現時点では十分に把握できていない状況にあることから、具体的な回答ができない。現在の状況を踏まえると、今年の造幣局の職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況はない。」として、両当局とも具体的な有額回答を見送ったため、全印刷および全造幣は労使間で解決することはできないものと判断し、同日、それぞれの当局に対して団体交渉

の打ち切りを通告し、中労委に対し、2024年4月1日以降の賃金引き上げに関する調停申請を行った。

4 調停の経過

両事件とも、3年連続で中労委の調停に係属することとなり、5月17日の調停申請後に公務労協国公関係部会及び両組合の代表等が中労委会長と面談し、三者連名の「全印刷局労働組合、全造幣労働組合 2024年度新賃金紛争の調停に関する要請書」を提出した。会長は「これまでの歴史的経過等も踏まえ、しかるべき調停作業を行ってまいりたい。」旨回答した。

同月20日に中労委事務局が、事務局本局において印刷当局から、事務局西日本地方事務所において造幣当局から、それぞれ事前聴取を行い、意向を確認したところ、両当局は「本事案の早期決着に向けて努力したい。」との意思を示した。

また、同月22日の行政執行法人担当委員会議で、全印刷及び全造幣の令和6年度新賃金紛争に関する調停委員会の設置が決定され、会長が各調停委員会の担当委員を指名した。

各担当委員は下表のとおり。

企業体	組 合	担 当 委 員		
		公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
印 刷	全 印 刷	鹿野 菜穂子 磯部 哲	六本木 清子 岡本 吉洋	長野 正史 井上 龍子
造 幣	全 造 幣	松下 淳一 小畠 史子	竹井 京二 井上 久美枝	小山 茂 久能木 慶治

各調停委員会は、5月29日、労使当事者から事情聴取を行った。

事情聴取における双方の主張は下表のとおり。

	組合	当局
印刷	<p>昨年、日本全体でほぼ30年ぶりとなる水準の賃上げが実現されたが、賃上げ以上の物価高騰が生活を直撃し、働く者の暮らしは依然として厳しい状況から抜け出せていない。</p> <p>物価高騰に対応する賃上げの実現は、政労使に共通した最重要課題と認識されており、物価高騰を上回る賃上げを実現することは、我々印刷局労使に課せられた社会的責任といえる。</p> <p>2023年9月に実施した調査等によると、全印刷組合員の生活実態は、2022年に昨年同時期と比べて苦しくなったとする回答が12.6ポイントも増加し、2023年も引き続き増加している。</p> <p>また、賃金水準については、70%以上が「民間より低い」と回答している。このような全印刷組合員の生活実感を踏まえれば、月例賃金を引き上げていくことが必要不可欠である。</p> <p>一般公務員との賃金較差については、早期に是正を図るべきと考える。</p> <p>全印刷組合員の賃金は民間賃金準拠の原則に基づいて決定されており、当局は経営当事者として責任を持った回答を行い、自主交渉・自</p>	<p>当局としては、国家公務員の身分を有する国立印刷局職員の給与は、独立行政法人通則法第57条により一般職の国家公務員の給与を参酌するとともに、民間企業の給与等を考慮して決定するという基本的な考えの下、本年における民間賃金の動向等について把握に努めてきた。</p> <p>新賃金交渉において、政府の方針もあって国全体として賃上げの方向に向かう流れができており、マスコミの報道等によれば多くの企業がベースアップを実施する傾向にあると感じられること、また、物価上昇が続いていることなどを踏まえ、「今後特段の事情がない限り、ベースアップを実施する状況が整うとは考えられる」と発言し、また、「ペアの水準を検討する場合は、昨年度を上回っている民間賃金情勢を踏まえる」旨の発言をした。</p> <p>国立印刷局が今後とも円滑な事業運営を行い、国民生活に密着した高品質の製品を安定かつ確実に製造していくためには、労働組合の理解と協力が不可欠であると認識しており、また、これまで長年に渡り培ってきた円満な労使関係を維持していくこと、当局職員のモチベーション維持の観点からも、本問題の早期解決が極めて重要であるものと考えて</p>

	<p>主決着により解決が図られるべきと考える。</p> <p>以上のような考え方の下、私たちを取り巻く社会経済状況、組合員の生活実態、官々較差の是正等の観点から、月例賃金について全印刷組合員の基準内賃金を3%以上引き上げよう要求したところである。</p>	<p>いる。</p> <p>このため、現時点での民間賃金の動向を踏まえると、本年も給与改善ができる状況にあると当局も認識しているので、本問題の早期解決に向け、当局として最大限の努力をする所存である。</p>
造幣	<p>今春の民間企業の賃上げ動向については、特徴としては労働組合からの例年にはない高水準の要求に対し、満額回答が相次ぐだけではなく、要求以上の回答が示されるなど、引き続く急激な物価上昇に対応するため、労使間による真摯な議論が図られ、その結果、33年ぶりに賃上げ率は5%を超え、社会全体で大幅な賃金引き上げの流れが継続されている。</p> <p>昨年実施した調査によると、全造幣組合員のすべての世代において本人の賃金収入で家計費をまかなえていない状況があり、どの世代も総じて生活のやりくりに苦しんでいる実態にある。また、民間と比べた賃金水準については、「民間より低い」と答えている組合員が7割以上となっている。</p> <p>消費者物価指数及び実質賃金指数の推移をみると、2023年の消費者物価指数は前年から3%以上上昇し、近年では最も急激な伸び率が示されている。</p>	<p>当局としては、国家公務員の身分を有する造幣局職員の給与については、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づく諸要素を考慮して定める必要があり、その諸要素の一つである民間企業の従業員の給与について把握に努めてきたところである。</p> <p>造幣局がこれまで順調に業務を遂行している要因の一つに、職員の努力や創意工夫があると認識しており、「今後、日本経団連などによる集計結果が、連合と同様の傾向であったならば、賃金を改善する状況が整うとは考えられる。」と回答したが、5月17日の団体交渉の時点では、連合以外の日本経団連等による集計結果が公表されておらず、民間企業の賃金動向について把握ができていないと判断せざるを得ないと判断せざるを得ないことから、具体的な回答はできなかった。</p> <p>同月20日に公表された日本経団連による調査結果では大手企業の賃上げ率は5.58%であったが、本集計は一部の企業に限られており、また</p>

	<p>物価上昇を加味した実質賃金指数については、2023年の指數については前年比2.5%減と、前年からのマイナス幅が最も大きい状況であり、比較可能な1990年以降の調査結果のなかで最も低い水準となっている。これは、近年稀に見る急激な物価上昇に賃金上昇率が追いついてない。こうした物価上昇に対応するため、組合員の賃金水準の改善の必要性について主張したところである。</p>	<p>日本経済新聞の賃金動向調査などが公表されておらず、十分に民間賃金の動向を把握できたとは言えないと考えている。</p> <p>しかしながら、造幣局が今後とも、公的な使命を果たし、円滑な事業運営を行っていくためには、職員の士気向上を図ることは非常に重要と考えており、また、円満な労使関係を維持するためにも、本問題を早期に解決することが必要であると認識している。本問題の早期解決に向け当局として最大限の努力をする。</p>
--	---	---

各々の事情聴取終了後、両調停委員会はいずれも、事情聴取を1回で終了することを確認した。

その後、6月4日に両事件の担当委員全員が集合して調停委員全委員懇談会を開催し、以後の調停作業を統一的に進めることとし、調停委員会共同会議（以下「共同会議」という。）を設置することを確認した。

引き続き行われた共同会議で、5月29日に行われた事情聴取については、両調停委員は事情聴取時に担当調停委員以外の調停委員も同席して事情聴取を傍聴していたことから、調停委員長報告は行わず、労使各側委員が公益委員に対して概括的に意見を述べる「労使委員の意見陳述」を行った。

労使各側委員の陳述の要旨は下表のとおり。

労働者 委 員	<p>今次賃金紛争の調停にあたっては、国営企業時代から、民間賃金準拠の原則により、当該年の民賃動向を適切に反映させ解決を図ってきた歴史的経過を踏まえ調停案が提示されるべきである。従って、その上に立ち、昨年を上回る大幅な賃上げが実施されている本年の民賃動向を、今後の調停作業において両組合員の賃金に反映させる必要がある。</p> <p>現在の民賃動向は、各種調査結果において、昨年の水準をも大きく上回る大幅な賃上げが実施されていることが明らかとなっている。その妥結水準については、連合の第5回公表により、定期昇給相当分を含む全体の平均賃上げは額15,616円、率5.17%となっていることからも明らかであり、33年ぶりの高水準を引き続き維持している。また、</p>
------------	---

	<p>同じく連合の「賃上げ分が明確に分かる組合」集計においては、3.57%のペアが実施されている。更に、財務省が公表した賃金動向調査の結果からは両組合の要求と同じ3%以上で妥結を図った企業が約6割にのぼっている。そして、日本経団連の結果は、額19,480円、率5.58%となり、連合と同様に33年ぶりの高水準となっている。こうした結果は、2024春闘を「経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場」との認識のもと、真摯な交渉を行ってきた民間労使の成果である。実質賃金が24ヵ月連続のマイナスになるなど、両組合員は厳しい物価高騰で苦しい生活を強いられている。従って、現下の民賃動向を反映させ、3%以上のペアを実施すべきである。なお、この3%以上というのは、春闘要求段階でだした数字であり、今般の情勢等を鑑みれば、3%後半をお願いしたい。</p> <p>両法人は、行政執行法人として、国の根幹に関わる極めて重要な事業の使命と責任を果たしながら、その運営においては、独立した企業会計のもと、必要とする資金を自らの事業とその収益によって賄っている。その結果、これまで着実に求められる事業実績を達成し、収益の2分の1を国庫納付することで国の財政にも貢献してきた。このような実績は、そこに働く組合員の理解と協力のものとの結果であることは言うまでもなく、特に両法人の事業目標の達成に向けては、組合員の理解と協力が不可欠であるということを両法人は認識している。従って、今次調停作業にあたっては、こうした背景も十分に考慮し働く組合員の努力に応えるべきである。</p>
使用者 委 員	<p>これまで両当局の事業運営が健全かつ円滑に遂行できたのは、良好な労使関係の元、労働組合及び組合員の努力と協力の賜物であり、当局としても大変感謝しているところである。今後とも両局が円滑な事業運営を行い、安定した製品製造を行うためには、労働組合の理解と協力が必要であることは認識しており、これまで培ってきた円満な労使関係及び職員のモチベーションの維持の観点から、本新賃金問題の早期解決が極めて重要だと考えている。</p> <p>当局といたしましては、公務員の身分を有する行政執行法人の職員の給与は、独立行政法人通則法第57条の規定に基づいて、一般公務員の給与動向の参照に加え、民間の大企業や中小企業の賃金動向などを的確に見極める必要があると考えている。</p> <p>今次春闘をみると、報道等によると、エネルギー・原材料価格の上昇や円安などの影響での長引く物価上昇を背景として、人手不足による新卒採用競争の激化への対応としての初任給の引き上げ、また、政府による経済界に対する賃上げ要請もあり、自動車・電気などの大手</p>

製造業で、昨年を大幅に上回るベースアップがなされたこととされている。これは先月 20 日に公表された日本経団連の大手企業の回答状況でも裏付けられるものと認識しているところである。しかし、雇用の 7 割を占める中小企業にこの流れがどこまで波及するのか、特に製品への価格転嫁が進まない中、人材確保等のために無理に賃上げをすれば、中小企業の経営が行き詰まることも懸念されている。

そのため、今後の中小企業の回答状況を慎重に見守りたいところでもある。現時点では、中小企業を含めた民賃動向を十分把握しきっていないことからその判断に窮するところであるが、本賃金問題について国民の理解と納得を得て、早期解決を図るために中央労働委員会の場において本件が適正に処理されることを期待するものである。

6 月 26 日は、午後から公益委員と労使各側委員との個別折衝を開催し、午後 2 時 40 分及び午後 5 時 30 分から「公労使三者による意見交換」を行い、その後も公益委員と労使各側委員との個別折衝を断続的に行うなど、詰めの調停作業を進めた結果、27 日の 0 時 40 分過ぎに調停案が取りまとめられ、両調停委員会から関係各労使に提示された。

また、調停案と併せて、両調停委員長連名の「経過説明」も提示された。

なお、調停案の提示に際し、両調停委員長から、調停案の早期受諾による円満解決を促す「口頭要望」が行われた。

「調停案」、「経過説明」及び「口頭要望」は以下のとおり。

全印刷局労働組合関係

調 停 案

申請人 東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号

全印刷局労働組合

中央執行委員長 安部 正

相手方 東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号

独立行政法人国立印刷局

理 事 長 大津 俊哉

2024年5月17日付け全印労発第1515号をもって全印刷局労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和6年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、国家公務員の給与を参照し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を提示し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人国立印刷局職員（平成15年中央労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、令和6年4月1日現在の額から1人当たり3.18%相当額の原資をもって引き上げること。

令和6年6月27日

中央労働委員会

全印刷局労働組合令和6年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長 鹿野菜穂子	委 員 磯部 哲
委 員 六本木清子	委 員 岡本 吉洋
委 員 長野 正史	委 員 井上 龍子

(以上)

全造幣労働組合関係

調 停 案

申請人 大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号

全造幣労働組合

中央執行委員長 吉田 正彦

相手方 大阪府大阪市北区天満1丁目1番79号

独立行政法人造幣局

理 事 長 後藤 健二

2024年5月17日付け造労発第23の7号をもって全造幣労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和6年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、国家公務員の給与を参考し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を提示し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人造幣局職員(平成15年中央労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、令和6年4月1日現在の額から1人当たり3.18%相当額の原資をもって引き上げること。

令和6年6月27日

中央労働委員会

全造幣労働組合令和6年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長 松下 淳一 委員 小畠 史子

委員 竹井 京二 委員 井上久美枝

委員 小山 茂 委員 久能木慶治

(以上)

全印刷及び全造幣 令和6年度新賃金調停について（経過説明）

令和6年6月27日

調停委員長

鹿野菜穂子

松下 淳一

1 全印刷及び全造幣の令和6年度新賃金紛争について、両事件の調停委員会は、本日、国立印刷局及び造幣局職員の基準内賃金について、1人当たり3.18%相当額の原資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使各当事者に提示しました。

2 両調停委員会は、両法人の労使の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法に規定されている職員の給与の支給の基準を定める際参考又は考慮する事項である、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与その他について総合的に勘案して、調停案を作成しました。

- (1) 生計費の動向を消費者物価指数でみると、令和5年度の前年度比は3.0%の上昇でした。
- (2) 国家公務員給与との関係については、労働者側は、当局が公表しているラスパイレス指数でみると、両法人の職員の賃金は国家公務員給与と比較して低く、是正措置を講ずるべきであると主張したのに対し、使用者側は、長年議論されてきた問題であり、公正な第三者機関である中央労働委員会の仲裁裁判、調停案において、適切に判断されてきたものであると主張しました。両調停委員会は、種々の角度から検討した結果、このことについては長年の経緯等を含むものであり、引き続き労使で話し合うことが望ましいものと認めました。
- (3) 民間賃金水準との比較については、両調停委員会は、従来同様、賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、年齢、地域、学歴別のラスパイレス方式により、1人平均賃金額の比較を行いました。この結果、昨年の民間賃金引上げ後の状況において、ほぼ均衡しているものと認めました。
- (4) 調停案を作成するに当たっては、上記の判断を基礎として、今期の民間における賃金引上げの状況を重視することとし、従来同様、現時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を検討した結果、その平均賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め5.2%程度になるものと推定するとともに、併せて、中小企業の賃金引上げ動向や現下の経済動向などについても検討しました。

3 両調停委員長は、調停案が両事件に係る労使により受諾されるとともに、今次紛争が配分問題も含めて早期かつ円満に解決されることを期待します。

(以上)

調停委員長口頭要望（要旨）

この調停案を提示するに当たって、調停委員長として次の通り要望を申し上げます。

本調停案は、調停委員会において公労使三者の委員が労使双方の主張を勘案しつつ、長時間にわたり慎重に協議、検討を重ねた結果、労使双方において受け入れることが可能であるとの判断の下に取りまとめたものです。

労使双方が速やかにこの調停案を受諾し、紛争を早期かつ円満に解決され事が、今後のより良好な労使関係の構築につながる、意義深いことと考えます。

労使双方の理解と努力を重ねて希望します。

(以上)

さらに、調停案提示後の1時過ぎに中労委会長は関係労使の代表と面談し、「本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれでは、本年の経緯も踏まえ、来年度こそは自主的な交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯なご努力を更に強く要請いたします。」との「口頭要請」を行った。

会長からの口頭要請（要旨）

1 全印刷及び全造幣の申請に係る今次新賃金調停は、本日調停案を提示する運びとなりました。

この間の関係者のご協力に感謝を申し上げるとともに、関係労使がこの調停案を速やかに正式受諾し、紛争を早期かつ円満に解決されることを強く期待いたします。

2 両法人とも、3年連続の調停申請に至った訳ですが、本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれでは、本年の経緯も踏まえ、来年度こそは自主的な交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯なご努力を更に強く要請いたします。

(以上)

上記調停案について、全印刷、全造幣及び造幣は6月27日に、印刷は同月28日に、それぞれ調停案受諾書を提出し、全印刷及び全造幣の令和6年度新賃金調停事件は終結した。

5 調停後の動き

両労使間で、調停案を受け入れた後の賃金引上げ原資（3.18%）の配分について交渉が行われ、印刷は8月28日に、造幣は11月20日に、それぞれ妥結した。